

定期監査の結果の公表について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査の結果について、同条第9項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和2年10月28日

八尾市監査委員	八	百	康	子
同	重	松	恵	美子
同	榊	井	政	佐美

記

- 1 定期監査
南高安中学校、東中学校、亀井中学校、八尾小学校、久宝寺小学校、龍華小学校、安中小学校、東山本小学校、刑部小学校、高安西小学校、用和幼稚園
- 2 監査の結果
別紙のとおり。
- 3 問合せ先
八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）
- 4 その他
監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山本桂右様
八尾市議会議長 西田尚美様
八尾市教育委員会
教育長 中山晶子様

八尾市監査委員 八百康子
同 重松恵美子
同 榭井政佐美

監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査等を八尾市監査基準に基づき実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

- 1 監査の実施期間
令和2年4月28日から令和2年10月27日まで
- 2 監査の対象
南高安中学校、東中学校、亀井中学校、八尾小学校、久宝寺小学校、龍華小学校、安中小学校、東山本小学校、刑部小学校、高安西小学校、用和幼稚園
- 3 監査の対象事項
令和元年度の財務事務等
- 4 監査の着眼点
財務事務等が条例、規則のほか、八尾市学校徴収金マニュアル等に基づいた各事務処理金銭等の台帳及び帳票類の整理、取扱現金の記帳・整理・入金等及び契約事務が適正かつ効率的に行われているかを着眼点とした。
- 5 監査の実施方法
監査調書及び監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、必要に応じて現地監査を実施するとともに、関係職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加える等の方法で実施した。
- 6 監査の結果
各学校園の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、次の指摘事項のとおり、改善、注意又は検討を要するもの等が見受けられた。改善等を要するものについては措置を講じ、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。なお、改善等を要する事項について措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。
なお、吉川慎一郎監査委員は、令和元年度において八尾市教育委員会事務局副教育長の職にあったため、地方自治法第199条の2の規定により本監査の実施から除斥した。
また、議会選出の監査委員については、令和2年5月18日以前は五百井真二、畑中一成の両氏が監査を執行したことを申し添える。

1 学校徴収金等に係る収入支出事務について

学校徴収金等は、教育委員会において定められた八尾市学校徴収金等取扱要綱及び八尾市学校徴収金取扱マニュアルに基づき、各学校において事務処理が行われている。

- (1) 立替払により支出されているものが見受けられた。やむを得ず立替払となった場合は、支出伺書においてその理由を明確にしておくこと。また、立替払の精算までに期間を要しているものが見受けられたので、立替払後は速やかに立替者に支払を完了させること。
- (2) 物品の購入において、個人所有のクレジットカードやポイントカードの使用により支払をしているものが見受けられた。公私混同しているとの疑義を招くおそれがあるので、このような支払処理は行わないこと。
- (3) 支出伺書において決裁後、速やかに業者等への支払を行うべきところ、現金を支出してから支払までの期間が長期となっているものが見受けられた。現金取扱いのリスク軽減のために、現金を保管する期間が最小限となるよう事務処理を改めること。
- (4) 支出の根拠となる領収書等において、ただし書が未記入や宛名の記載がないため、購入物品が学校徴収金から支出すべきものかどうかの判別ができないものが見受けられた。また、収入伺書や支出伺書が起票されていないものが見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。
- (5) 支出伺書において修正テープを用いているものや、金銭出納簿が全て鉛筆で記載されているもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。

2 学校徴収金未納者への対応について

学校徴収金未納金の徴収については、八尾市学校徴収金未納対応マニュアル（以下「未納対応マニュアル」という。）に基づき、保護者の理解を得ながら進めるとともに、担当者が変わった場合においても継続して対応することが求められている。

- (1) 未納者に対する交渉記録や入金管理票がなく経過が確認できないものが見受けられた。未納対応マニュアルに例示されている交渉記録(様式A)、未納調書(様式B)を必ず作成するとともに学校徴収金納入願(様式2)により保護者に定期的な通知を行うこと。
- (2) 未納対応マニュアルにおいて、未納額の一括納付が困難な場合には、支払誓約書及び納付計画書の提出を求め、計画的な納付を促すことと定められているが、未納額が当初の納付計画作成時より増加しているにもかかわらず、納付計画の見直しが行われていないものが見受けられた。未納者と速やかに納付交渉を行い、未納者の状況を把握した上で、納付計画の見直しを促すなど、適切な対応を行うこと。

3 市からの受託事業等に係る事務について

- (1) 子どもが輝く学校園づくり総合支援事業は、児童・生徒や地域の実態に応じた学校独自の取組みを支援し魅力ある学校づくりを推進することを目的とした学校教育部指導課からの受託事業であり、同事業実施要綱及び同事業委託料基準に基づき、事業終了後に収支決算書を含めた事業実施報告書を同課に提出することとされている。

収支決算書の根拠となる領収書を確認したところ、領収書の宛名や日付の記載がないものや、領収書にただし書等の記載がなく支出内容が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- (2) 八尾市学校体育施設開放事業は、市民の自主的なスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、小中学校の体育施設を開放し、市民の使用に供することを目的とした事業で、教育総務部生涯学習スポーツ課から各小中学校に設置された学校体育施設開放運営委員会に委託され、各小中学校において会計事務を担っている。同運営委員会は、八尾市学校体育施設開放事業委託契約に基づき、事業終了後に事業実績報告書を同課に提出することとされている。

事業実績報告書と支出の根拠となる領収書を確認したところ、事業実績が記載されていないものや領収書にただし書等の記載がなく支出内容が確認できないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

4 修学旅行・林間学舎等関係事務について

八尾市学校徴収金等取扱要綱等において、130万円を超える高額な契約については契約書を作成することとされているが、支払額が約269万円の修学旅行について契約書を作成していないものや、見積りの徴収に必要な仕様書が作成されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理を行うこと。